

## 参考資料

### 1 子育て世帯への臨時特別給付金

国の経済対策の一つとして、高校生以下の子どもがいる一定所得以下の世帯に対し、一人10万円相当の給付を行うもの。

#### 【2月末までの支給状況】

- (1) 申請が不要である児童手当受給者等  
10,305世帯、17,832人 12/24より支給
- (2) 申請が必要な公務員、高校生だけの世帯  
およそ4,000世帯のうち、2,722世帯、4,128人 1/31より支給

### 2 保育士等の処遇改善事業

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善の実施が決定されたもの。

保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を前提として、収入を3%程度（月額で9,000円）引き上げるための措置を令和4年2月から実施するもの。

- (1) 対象者  
保育所や幼稚園等、また、放課後児童クラブに勤務する職員
- (2) 実施時期  
令和4年2月から実施し、その後、本事業により講じた賃金改善の水準を維持する
- (3) 財源  
令和4年2月から9月までは全額国庫負担、それ以降は公定価格の見直しを講じる予定